

令和3年度第11回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和3年10月27日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第 1 1 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 3 年 1 0 月 2 7 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 4 0 号議案 八王子市教育委員会事務局職員の人事に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 4 1 号議案 パーソナル・コンピュータ等の取得における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
 - 第 3 第 4 2 号議案 令和 3 年度 1 1 月補正予算の調製依頼について
- 4 協議事項
 - ・ 八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針の改訂案について (教育指導課)
- 5 報告事項
 - ・ 地域人材を活用したボランティア活動事業の実施体制等の変更について (地域教育推進課)
 - ・ 令和 5 年度 (2 0 2 3 年度) 以降の市立中学校における給食提供について (学校給食課)
 - ・ 令和 4 年度 (2 0 2 2 年度) 新入生徒の学校選択制の抽選の実施について (学務課)
 - ・ 不就学児童・生徒調査について (学務課)
 - ・ 「市立学校における安全かつ個別最適な学びを実現する教育環境の構築に向けて」について (教務指導課)
 - ・ 市立学童保育所指定管理者候補者の決定について (放課後児童支援課)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市立学童保育所の登所不能期間における市立学童保育所保育料の取扱いについて (放課後児童支援課)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	伊 東 哲
委 員	柴 田 彩千子
委 員	川 島 弘 嗣
委 員	保 坂 曉 子

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	松 土 和 広
学 校 給 食 課 長	田 倉 洋 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育担当課長	鳥 越 克 彦
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
生涯学習スポーツ部長	音 村 昭 人
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	松 岡 秀 幸
生涯学習政策課長	福 島 義 文
放課後児童支援課長	倉 田 直 子
スポーツ振興課長	高 野 芳 崇
生涯学習センター図書館長	堀 内 栄 史
南大沢図書館長	鈴 木 秀 吾

教育指導課指導主事	志村亮介
教育指導課指導主事	山崎晃司
放課後児童支援課主査	松田和広
教育総務課主査	長井優治
教育総務課主任	池上光
教育総務課主任	寺田美緒
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和3年度第11回定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、川島弘嗣委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いたします。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、教育委員会事務局管理職の出席について、部長職及び一部の管理職に限定する対応とさせていただきますので、御理解いただきますよう、お願いたします。

なお、本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和4年度(2022年度)新入生徒の学校選択制の抽選の実施について」、報告事項「不就学児童・生徒調査について」は資料配付のみの報告といたしたいと思ます。

また、第41号議案、第42号議案、協議事項「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針の改訂案について」、報告事項「地域人材を活用したボランティア活動事業の実施体制等の変更について」、報告事項「令和5年度(2023年度)以降の市立中学校における給食提供について」及び、報告事項「市立学童保育所指定管理者候補者の決定について」は、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第1 第40号議案 八王子市教育委員会事務局職員の人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長　それでは、第40号議案　八王子市教育委員会事務局職員の人事に関する事務処理の報告につきまして御説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会、権限委任に関する規則第4条第1項に基づき、教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し、御承認をお願いするものでございます。

それでは2枚おめくりいただいて、3枚目の議案関連資料、こちらに沿って説明をさせていただきます。

令和3年10月18日付の異動でございます。

生涯学習スポーツ部につきましては、久保田スポーツ施設管理課長兼八王子市体育館長が資源循環部戸吹清掃事業所長として転出いたしました。

転入者は、部長職ではオリンピック・パラリンピック推進室の松岡室長がスポーツ担当部長として転入をいたしました。

課長職では、総務部人材育成担当の倉田課長が放課後児童支援課長として転入しました。また、中央図書館の高野館長がスポーツ振興課長として、生涯学習センター図書館の一杉館長が中央図書館長として、南大沢図書館の堀内館長が生涯学習センター図書館長として異動し、また、資源循環部戸吹清掃事業所の鈴木所長が南大沢図書館長として転入いたしました。また、岡部スポーツ振興課長併オリンピック・パラリンピック推進室主幹が、スポーツ施設管理課長兼八王子市体育館長として異動いたしました。

なお、最後のページにつきましては、図書館部の転出者でございますけれども、生涯学習スポーツ部の転入者として説明したとおりでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長　只今、教職員課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本案についての御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第40号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第40号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長　それでは、人事異動に伴う部課長の紹介をお願いいたします。

音村生涯スポーツ部長兼図書館部長　おはようございます。

それでは、生涯学習スポーツ部に転入しました管理職を御紹介いたします。

スポーツ担当部長の松岡秀幸でございます。

松岡スポーツ担当部長　松岡秀幸です。よろしくをお願いいたします。

音村生涯スポーツ部　放課後児童支援課長の倉田直子です。

倉田放課後児童支援課長　倉田直子です。よろしくをお願いいたします。

音村生涯スポーツ部長　南大沢図書館長の鈴木秀吾です。

鈴木南大沢図書館長　鈴木秀吾です。よろしくをお願いいたします。

音村生涯スポーツ部長　以上です。

安間教育長　それでは、これからよろしくをお願いいたします。

安間教育長　続きまして、報告事項となります。

教育指導課から報告願います。

北川統括指導主事　「市立学校における安全かつ個別最適な学びを実現する教育環境の構築に向けて」についてです。

これは、いじめ総合対策及びGIGAスクール構想の取組状況、今後の取組の方向性について報告するものです。なお、本報告は、本日午後開催される総合教育会議において協議調整事項とする予定となっております。

それでは、詳細について担当の山崎指導主事より報告いたします。

山崎教育指導課指導主事　私から、「市立学校における安全かつ個別最適な学びを実現

する教育環境の構築に向けて、「いじめ総合対策と八王子市版GIGAスクール構想の取組状況及び方向性について説明をさせていただきます。

別紙1の資料を御覧ください。

いじめ総合対策につきましては、いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言を受けて、6月の定例会において決定した八王子市教育委員会のいじめ総合対策の取組状況を報告させていただきます。なお、参考資料として、5つの提言についての取組資料を裏面に添付しましたので、併せて御覧ください。

まず、学校いじめ対策委員会の機能を強化する取組として、再調査報告書の提言として示された学校いじめ対策委員会の実態調査を7月に行いました。全学校において、学校いじめ対策委員会について独立した会議として定期的を開催していることが確認されたものの、その頻度や時間、人員構成、検討内容、運営方法等について、学校によって異なる実態が明らかになりました。

そこで7月にオンラインによりいじめの悉皆研修を行い、指導担当部長及び統括指導主事より法に則った実効性のある学校いじめ対策委員会の実施のために、学校いじめ対策委員会を独立した会議として、週1回の定期開催を基本とする方針、議事録の作成と保存を徹底することなど、学校いじめ対策委員会の在り方を含め、八王子市教育委員会のいじめ総合対策の全体像について全教職員に周知をいたしました。

今後につきましては、学校いじめ対策委員会の運営方法等について盛り込んだ、「いじめ対応マニュアル」と、学校いじめ対策委員会の議事録の基本書式についてスクールロイヤーの助言を得ながら作成しており、今年度内に各学校に周知する予定です。

次に、いじめ防止等に関する教員研修についてですが、前述のとおり7月にオンラインによる悉皆研修を実施し、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの役割を説明し、全教員が専門家の関わりについて理解できるよう周知をいたしました。また、スクールロイヤーによる校内研修については、事例検討に基づいた双方向的な研修となるようなプログラムに組み直し、10月までに6校でこの双方向的な研修を実施しております。

令和4年度以降は、いじめ防止のための悉皆研修を年度当初に実施をすることで、新転任の教職員を含めた全教員が、年度当初から八王子市のいじめ防止対策の全体像を理解し、各学校でのいじめ防止等の取組を行えるようにいたします。また、現在、各学校で年3回実施しているいじめ防止に関する校内研修において、法、福祉、心理の各視点からいじめ問題を捉え、教員のいじめ対応の実践力を高められるようにするために、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのそれぞれの専門家を3年間のローテーションで全学校に講師として派遣し、事例検討を含めた双方向的な研修を行えるよう調整中でございます。

その他、いじめ防止等の取組についてですが、再調査報告書の提言3において示されたネット上のいじめ対応について、令和3年度から本格導入した児童・生徒一人1台の学習用端末の利用を軸に、インターネットとの向き合い方や学習用端末を通じた見守り強化の取組を展開しています。具体的には、自殺に関するキーワードを学習用端末で児童・生徒が検索した場合に、検索結果がアラートメールとして直ちに学校管理職と教育委員会に届く「i-FILTER 子ども見守りシステム」を7月に導入し、運用しています。アラートメールにより教員が子どもの内面変化に気を配り、家庭と連携して丁寧に子どもを見守るきっかけになったケースがこれまでに複数報告をされています。

学習用端末の適切な利用については、パスワードの適切な設定や教員が把握できないチャット機能の利用制限、情報モラルの啓発など、各学校から寄せられる学習用端末に係るトラブルや相談に即座に対応し、設定の見直しや学校への指導を行っています。またGoogle社のパートナー自治体プログラムへの参画により、インターネットリテラシー教育の充実について、関連企業等との協議を9月に開始をしています。

長期不登校の児童・生徒に対する教育支援等については、登校支援チームが月3日以上欠席した全児童・生徒の状況を把握する「個票システム」の確認や学校訪問を通して、全ケースに関与をしております。この「個票システム」と別途指導主事が行っている相談できる大人についての調査を含む「気になる児童・生徒の状況把握」の情報を、いじめに対応する学校教職員、指導主事、登校支援チームの三者がよりリアルタイムに共有して、事案の対応が図れるような仕組みを7月に整備をい

たしました。今後も必要な情報を必要な者が即時入手し、連携を図り、いじめ問題解決のためのツールとして有効に働くよう、随時運用の改善を図ってまいります。

この他、児童・生徒が発達段階に応じてインターネットリテラシーを正しく身につけられるようにするために、既存の取組である情報機器会社によるメディアリテラシー教育を含む、義務教育9年間を見通したカリキュラムの再構成に取り組みます。また、スクールソーシャルワーカーについては3名増員の方向で、現在、募集を行っており、12月から任用を開始する予定となっております。

最後に、実効性のあるいじめ防止等の取組を展開していくために、教員が子どもと直接向き合う時間の確保について、週の授業時数28時間を上限とし、年間35時間のいじめ対応のための時間を確保すること。社会に開かれた教育課程としての、学校行事の地域協働開催化について検討することなどの方針を7月に学校に周知をいたしました。

令和4年度の教育課程編成に係る部分については、12月に実施予定の教育課程届出説明会において、教員が子どもと直接向き合う時間の確保の方向性を全学校に改めて示して確認するとともに、これを実現するための具体的な視点やモデルを提示し、各学校の教育課程編成に向けた取組を支えてまいります。

教員が子どもと直接向き合う時間以外の業務については、市費会計の簡素化・効率化が1つの課題でありましたので、7月の校長会の後に金融機関の担当者から市費会計の電子化について説明を受けられる機会を作りました。各学校、市費会計の電子化に向けて前向きに準備を進めております。

また、各学校の全いじめ事案を掌握し、教員を指導・助言する副校長を補佐するための人材配置として、副校長補佐のスタッフについて10月に募集を行いまして、11月から20校に追加配置する運びとなっております。

続きまして、八王子市版GIGAスクール構想の取組状況及び方向性について報告いたします。別紙2を御覧ください。

まず、1人1台学習用端末の教員による実践的な活用についてですが、活用方法等の研修等につきましては、端末活用の日常化を図るという令和3年度からの「開始・活用期」の目標に向けて、資料のとおり多角的な方策によってICT活用の実践・共有・検証・改善を図っております。具体的には、令和3年度の研究指定校(8

校)の研究内容についてICT活用を位置づけて研究発表会を行うことで、ICT活用の研究成果を市立学校に広く共有する取組を行います。

研究発表会は10月から2月にかけて行われる予定であり、現在研究指定校の担当指導主事が支援に入り、研究発表会に向けて準備を進めております。市立横川小学校については、市の研究指定校に加えて都の情報教育研究校でもあり、情報教育の推進役となっております。

令和3年度は全学校がICT活用を位置付けて校内研究を行っています。令和3年度に年3回の情報教育主任研修を新設し、最新の情報提供を行うとともに、各学校の実践事例や研究成果等について情報交換する機会を確保しています。

令和2年度に発足した情報教育推進委員会については、令和3年度も継続して設置し、月1回程度、情報教育に長けた校長、副校長、教諭等で構成された委員が八王子市版GIGAスクール構想の推進についての課題の整理や事例等の発信に努めております。

学習用端末が全校に配備され、約半年が経ちました。現在、学校間や教員間でICT活用能力や意欲の差が拡大をしていること。情報技術や最新情報の更新速度に対応していくこと。これが課題となっております。

そこで、これまでの実践や課題を踏まえ、令和3年3月に発行した教員向け及び保護者向けの「ICT活用の手引」の改訂と、「ICT活用実践事例集」の更新を令和3年度内に行います。

また、ICT活用指導力向上研修として、情報教育推進委員会と情報教育主任研修、各学校の校内研究やOJTを組み合わせ、基礎、発展、リーダー養成の段階別に11月から2月にかけて全教員がICT活用指導力を向上させる取組を計画しています。

教員用のChromebookにつきましては、児童・生徒と同じ環境で操作の指導を行えるような環境を作るという観点から、9月補正にて予算を確保し、11月から今年度末にかけて順次配備する予定となっております。

次に、ソフトウェア更新・通信環境の強化についてです。

校内ネットワークについては、8月に通信環境の設定変更を行い、これによる通信状況を9月に調査したところ、いまだ通信速度が十分でないということが判明し

たことから、今後、接続方式の変更を検討しております。また、大学等との連携強化を目的とした通信環境の整備について、接続のメリットや費用対効果、方法等について現在調査をしています。

ソフトウェアの整備については、Google Workspace for Education、基本サービスを活用しながら、授業支援ツールとドリル型学習コンテンツが組み込まれているミライシードを令和3年度は試験運用として全校に導入して活用しています。

デジタル教科書については、国の実証事業により児童・生徒のデジタル教科書について、英語を53校、算数を1校で導入しています。今後、この活用状況を評価し、令和4年度以降の導入に向けて検討してまいります。

各学校において独自に導入したいアプリケーション等がある場合には、市教委に申請した上で、セキュリティ上の問題等がなければ随時導入することとしています。

その他ICT活用情報の共有等を目的として、八王子市のGoogleアカウントでのみ閲覧できる「情報ポータルサイト」を7月に立ち上げ、児童・生徒、保護者向けの情報提供や教員向けの情報共有ができる環境を整備しました。同時にChromebookの使い方等について、自動でAIが応答するシステム、チャットボットも開設し、「分からない」、「知りたい」にすぐ対応できる環境構築を行っております。

感染症における学習用端末の活用については、オンラインの集計ツールを活用した朝の健康観察を実施したり、運動会や合唱コンクールなどの保護者等の入場制限の代替として端末を介したオンライン配信を実施するなど、各学校が実態に応じて有効活用をしております。

また、9月からは緊急事態宣言中やむを得ず登校できない児童・生徒への対応として、オンラインによる授業の配信や教育相談を行い、児童・生徒の学習に著しい遅れが出ないように、また児童・生徒の丁寧な見守りを行えるよう、学習用端末を有効活用しております。

こうした取組は、学校間で実践事例を共有し、今後も感染状況により継続して実施してまいります。

その他、八王子市版GIGAスクール構想に関連する取組として、7月にGoogle for Educationのパートナー自治体プログラムに参画し、Google社と包括的かつ中長期的な協働関係を築きました。これにより教員研修の充実やインターネットリテラシー教育の充実等が期待でき、現在、月1回の定期連絡会を通じて詳細を協議しているところでございます。なお、9月には本市を含む全国11自治体の参加によるパートナー自治体サミットが開催され、先進自治体の取組についての情報等を得ることができました。

最後に、学習用端末の適切な利用等に向けての取組についてですが、いじめ総合対策の報告においても説明したように、自殺予防の取組のために「i-FILTER 子ども見守りシステム」を7月に導入したことやパスワードの適切な扱いなど、児童・生徒の学習用端末の利用について、学校が管理できる仕組みの整備と啓発活動に取り組んでいます。

パスワードについては、全学校、全学年で個別のパスワードを管理することを徹底し、全校から個別のパスワードで運用していることの確認が取れています。教員が把握できないサービスについての利用制限と情報モラル教育の充実の両側面から、学校と教育委員会が連携を取り、今後も児童・生徒の適切な学習用端末の利用の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、「市立学校における安全かつ個別最適な学びを実現する教育環境の構築に向けて」、取組状況及び方向性等についての報告といたします。本報告内容につきましては、本日午後の総合教育会議において、協議調整事項における説明事項といたします。

私からは以上になります。

安間教育長 只今、教育指導課からの報告は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。いじめ対策にしましても、それからGIGAスクール構想の取組に関する方向性につきましても非常に詳細に、また緻密な計画が立てられていると評価していきたいと思っております。

この件に関して一番考えていかななくてはいけないこととして、今日の総合教育会議でもお話ししたいのですけれども、やはりこの取組を教育委員会事務局がこれだ

け作っただけではやはり駄目で、学校の校長、あるいは教職員と共有することや、それからしっかりとずっと取組が継続されていく仕掛け、あるいはこの学校を取組状況がどのように行われているかというようなモニタリングのそういった仕組みと、いうものを作っていないと、掛け声だけに終わってしまうのではないかなという、それが一番問題ではないかと思っているのですが、その辺りについては何か対策、お考えがあるのかどうかお願いします。

山崎教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。

まず、いじめ総合対策につきましては、今後の継続性、または学校への周知、教職員への周知ということの徹底のために、年度当初に八王子市教育委員会としてのいじめ総合対策の全体像についての悉皆研修を行わせていただきます。これは毎年課題が出て、内容が変更した際にはそれを盛り込んだ形で毎年実施するような形を想定しております。

G I G Aスクール構想につきましても、各研修や情報教育推進委員会等、そういった機会を通じまして、情報共有の場や八王子市版G I G Aスクール構想の基本的な考え方の伝達、そうしたものは定期的に行ってまいりたいと思いますし、いじめ総合対策、またG I G Aスクール構想の進捗状況につきましては、非常に大きな課題として捉えて、指導主事が学校訪問をした際に、その点も毎回しっかりと見るような形でモニタリングしてまいりたいと思っています。

伊東委員 ありがとうございます。

大変良い取組だと思うのですが、私は、実はこういった取組というものを実は学校の関係者だけではなくて、保護者やあるいは地域の方々がしっかりと理解をしていただいて、学校とともにこれだけ充実した取組を一緒に考えていけるような仕掛けとして、例えば、学校運営連絡協議会の際に、この内容について何かチェックするような項目を立てて、学校運営協議会においては必ず全校でこうした取組状況を確認し合うような、そういう仕組みと、いうものを作ることが地域に開かれた教育課程の編成、あるいは新しい学習指導要領が期待している地域に開かれた教育の実現につながっていくのではないかと考えております。

これは要望なのですが、総合教育会議でもお話ししたいとは思っていますが、こうした形で、ぜひこの取組を、教員の異動や新人の採用があるので、毎年1

から同じことをやっていかないといけないとは思いますが、ぜひそのことについて御検討いただければと思っております。

以上です。

安間教育長 事務局で受け止めてください。

他に御質疑ございませんか。

柴田委員 御説明をありがとうございました。

まず、いじめの防止に関しまして、これだけの計画を立ててこれから実行していくということなので、その取組やその成果、その先にある成果というものを期待していきたいと思っています。

いじめについては、ここでもこの計画の中にもありますように、早期発見をしてみんなで共有をして早期解決に取り組むということと、そもそもの教育の活動の中での未然防止にというところがとても大事だと思っています。

そこで、早期発見、早期解決のところ、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの方たちと連携して、チーム学校として取り組んでいくということを推進していくということだと思っておりますが、そこに家庭がどう入っていくのかという、やはり家庭との連携なくしては、いじめの問題というのは解決できないのではないかと思います。児童や生徒の精神的なケアを家庭でしっかりしてもらえよう体制を、こういった外部の方たちと一緒に構築していくということが必要だと思います。

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーという方は、学校側がなかなか家庭に立ち入れない部分でも踏み込んで保護者の方と一緒に児童について語り合える、そういう関係性を作りやすい立場の方たちだと思いますので、そういったところで、こういう専門家と家庭の連携というところをしっかりと作っていただけるようなシステム、仕組みを期待したいと思います。

そこで、先ほど伊東委員からも自己評価のお話があったのですが、学校評価の中でも学校関係者の評価につきましては、こういった外部の支援者の方たち、ソーシャルワーカーの方、カウンセラーの方にも入っていただく、どういうところが学校に足りないのかというようなことを御指摘いただく。その学校ごとの特色に応じて取組の特色に応じた評価をしていただくということも、ぜひ視野に入れていただけ

ればと思います。意見となってしまいました。

北川統括指導主事　保護者への働きかけという意味では、確かにすごく細やかに学校としては取り組んでいるところなのですけれども、通常、訪問があったり電話があったりということなのですが、私たちとしては、今、子ども見守りシートというものを1つツールとして使っています。これは保護者のほうから子どもの様子を見ていてささいな変化があった場合、幾つかのチェック項目を記載しているものなのですが、それを学校の担任や、担任に限らず学校に届けて様子を伝えるようなものになっています。

これが事前に提出がなくても学校のほうで子どもの変化に気付いた場合、保護者に伝えて、学校での様子も伝えて、子ども見守りシートのほうも「御確認お願いします。御提出お願いします。」ということで、今、活用を広げているところです。

また、スクールソーシャルワーカーについては、やはり学校は保護者や家庭に直接働きかけるというようなことはなかなか難しいところなのですけれども、そこが課題だったのですが、スクールソーシャルワーカーが10名になって、今度13名になってということで、この辺りを学校が十分機能を発揮させられるような組織としての働きを動かして、十分に専門家の力を借りながら対応できるような、そういった評価で進めていきたいと思っています。

安間教育長　他に御質疑ございませんか。

川島委員　御説明ありがとうございました。本当にボリュームのある内容で、御苦労だったというのがよく分かります。

伊東委員、柴田委員もおっしゃっているとおり、この内容を本当に周知徹底し、皆が理解して進めなければ意味がないと思いますが、今、柴田委員がおっしゃったような保護者への周知や、地域への周知をお願いします。

また、今、北川統括指導主事がおっしゃったように、個別の案件を子ども見守りシートを活用するのは良いかと思うのですけれども、例えば、今現在、行政や学校というのがこういう対応をしているのだよというのを、特にトラブルを抱えていない家庭に周知ということも非常に大切だと思うのです。

ただ、そうはいつでもこのボリュームをそのまま流しても誰も見られないので、やはりポイントや大切なところを少し絞った上で、市としてはこのようにやってい

るのだという広報活動をぜひ進めていただきたいと思います。

あと今回、今年度もオンラインによる悉皆研修をやられたという話がありますが、けれども、例えば、講習を受けた先生方からどんな反応があったかなど、受講者のリアクションがしっかり分かるように、我々に対しても、気付きの内容や、このような有用な情報があったということがあれば、教えていただきたいです。

また、いじめのことに関しては、副校長先生の補佐を10月募集して、11月から増員するというのは、今年度は取りあえず11月から3月いっぱいまでは20名でやって、来年度はまた新たに新しい募集をかけて人数が増える増えないは別としてやっていかれる体制になるのかということをお聞きしたいです。

最後に、デジタル教科書の検証授業をやられているということで、英語53校、算数1校、これはデジタル教科書と紙ベースの教科書との使い分け、その辺はどういう形でやられているのか知りたいと思ったので教えていただけたらと思います。細かいところすみませんが、お願いいたします。

溝部教職員課長 副校長補佐の件でお答えさせていただきます。

副校長補佐につきましては会計年度任用職員ということで、基本的には年度で任用していくのですが、勤務成績が良好であれば翌年度も継続して任用することができます。ちなみに、今現在、20校中18校は11月から任用できるというところまでできているところがございます。

北川統括指導主事 保護者への働きかけの部分ですけれども、事務局としてはオンラインで中P連が会議をされていたり、研修をされたりする情報も私のほうにもいただいております。そこで参加させていただく中で少し説明をさせていただいていくところです。

学校においては、年度当初に保護者会が開かれます。その保護者会で学校のいじめ基本方針と実際の対応の進め方を先ほど御紹介した子ども見守りシート、こちらのほうがあります。ホームページ上でもダウンロードできるようになっておりますので、気になる場合があったら御提出くださいというような案内はさせていただいているところです。ただ、なかなか十分伝わっていないところもあるかもしれませんので、この辺りは学校の取組状況を確認して、内容を改善できるように取り組んでいきたいと思っております。

山崎教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。

まず、今、北川統括指導主事から保護者への周知の説明がありましたが、G I G Aスクール構想の中で、例えば7月に開設した情報ポータルサイト、こちらのほうを活用しながらG I G Aスクール構想についての周知や、また別途、教育委員会から伝えたいことの周知というものを働きかけたいと思っています。

それから、双方向的な研修のスクールロイヤーによる研修の効果についてですが、こちらに関しては申し訳ございません。学校のほうに確認をいたしまして、その効果がどれぐらいのものか確認をした上で、次年次以降の双方向的な研修の在り方等についても検討対象としていきたいと思っております。

デジタル教科書につきましては、デジタルと紙の使い分け、これがどういう状況か、まだ各学校が模索段階であると思っておりますので、今年度いっぱいこれを1つの目安として、各学校での活用状況や課題の整理等、これから果たしてまいりたいと思っております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

鴨狩統括指導主事 実際に見てきたデジタル教科書をお示しさせていただきますと、今までは、学校の先生が音読をしてその後リピートとして子どもたちが読むという内容でしたけれども、今現在、デジタル教科書は音声が出たり、動画が出たりということがありますので、正しい発音が音声や動画で出るというところ。その間に先生方が机間指導をしながらきちんと発音ができているかどうかなど、子どもたち一人ひとりを見る時間が発生しているということで、かなり効果が出ていると思っております。ただ、先ほど北川統括指導主事も言ったように、学校によって使い方がまちまちでございますので、1時間のうち数分はそのデジタル教科書を活用してというような、そういう取組をしている学校もございます。

保坂委員 今回の改訂事項ではないと思うのですけれども、発達障害を含む様々な障害をお持ちのお子さん、あるいは東日本大震災などは「特別な対応が必要」というような記載があったのですけれども、八王子市でも恐らく最近では日本以外のルーツを持つお子さんの数が増えていると思うのですけれども、そういうお子さんたちに対する何か特別な対応ということは必要がないのかどうか、あるいは何か考えられているのかどうかということをお伺いしたいです。

山崎教育指導課指導主事 特に外国籍の子どもたちに対する教育的な施策については情報を集めまして、全体として取り組んでいく計画をしまいたいとは思いますが、現時点での学校の取組事例としては、例えば日本語が通じないお子さんに対してChromebookの翻訳機能を活用してコミュニケーションを図るという事例は報告をされています。

以上です。

鴨狩統括指導主事 今年度に限っては、各学校が導入したアプリケーションの中で、ルビを振れるようなアプリケーションがございます。やはり文字の認識というところで、なかなか難しいお子さまに対しては、ルビが振れるような機能のアプリを入れたいというような申請が出てまいります。これが有効なものであると我々が判断しましたら、全校に入れられるように対応を取らせていただいております。活用をお願いしているところでございます。

以上でございます。

保坂委員 そういう技術的な言葉が通じるかどうかということとは別に、文化や生活、習慣の異なるお子さんなわけですから、基本は、そういう方が何かいじめの芽になるような可能性はないのかどうか、あるいは、そういうお子さんがいるということは、多様性を教育する上で非常に大事な存在ではないかと思うので、その辺を考えていきたいと思って発言をさせていただきました。

安間教育長 ありがとうございます。

保坂委員からのお話はとても大事なことです。そもそも、全ての子どもたちにできる限りの合理的配慮はしましようということを各学校へ徹底することや、事例を集めてどうすべきなのかという検討分析、これはいじめ対策やGIGAスクール構想にかかわらず全力でやっていかなくてはいけない中身ですから、そういった意味で保坂委員の御発言を受け止めてください。

私のほうから1点。この中身とは少し違うのだけれども、川島委員からお話のあった情報の共有のお話です。やはりどうしてもしようがない。しようがないのだけれども、事務局としては、何々をしています、何々をして周知しています。何々を使っていますという、そういうお答えになるのですよね、批判しているわけではありませんが。だけれども、現実問題として何々をしていても、基本的なことについ

ての御質問が保護者から出てくる状況が今、現にあるではないですか。とすると、特に教育指導課の方々、学校の先生出身ですから、理解されていない時は子どもが悪いのですか。教師が悪いのですか。伝わっていない。子どもが答えられないのは、その伝え方が悪いのですよね。だからそういう視点で保護者のほうから、「え、そんなことも。」というような質問が出たとするならば、それはどこに書いてあります、と答えるのではなくて、自分たちの伝え方が悪かったのだと。そういう視点で見えていかななくてはいけないのではないのかと。

ですから今、保護者との情報交換のツールを作っていくために、今、教育総務課で動いていますけれども、こちらから何を伝えるべきなのかというのは、まさに我々の技量がかかっています。我々が何を選んでどのような資料でそれを伝えていくのかという、それが我々の仕事なのであって、「やりました。」と言うためにやるのではないですから。それをかなりシビアに準備していかななくてはならないと。むしろそれをやった後で質問が出たとすれば、自分たちのやり方が間違っていたのです。失敗していたのですよ。そういう目で情報発信というのは考えていきたい。

ですから、追加の要望なのですけれども、今、保護者の方々から素朴な御質問を受けてみて、いかに我々が御理解をいただいているのかという、そういう現実をつかむというのはものすごく大事なことなのかもしれませんね。

教育総務課でも、また検討してください。

渡邊教育総務課長 失礼しました。今年1年、広報「はちおうじの教育」に関しても休刊をさせていただきまして、検討を進めているところでございますが、今、教育長がおっしゃられたように、広報「はちおうじ」は月2回発行しておりまして大変な反響があるのですけれども、これまで、「はちおうじの教育」を出した時に反響があまりなかったという事実もやはり今おっしゃられた伝え方が問題なのだと考えておりますので、あらゆる媒体、いわゆるツイッター、フェイスブックというのはもうやっておりますけれども、さらに学校のホームページ、子ども家庭部が持っているホームページ、それからラインなども使って、簡便なトピックスであるとともに双方向の意見のやり取り、もしくは団体が持っているホームページなどとも活用の検討をして、今後、簡便なやり取りとともに月2回教育定例会で発信しているような情報をトピックスとしてお届けするという両面から対応していきたいと考えてお

ります。

安間教育長　　よろしく申し上げます。完璧なシステムは、すぐにはできないのだけれども、少なくとも、今、保護者がどんなことを知りたいと思っているのか、そういったことを把握するのは、これはもう今すぐ始めても良いことだと思いますので、ぜひスピード感を持って対応してください。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、以上、報告として承らせていただきます。

この後は、午後の総合教育会議での御議論、またよろしく申し上げます。

安間教育長　　続きまして、放課後児童支援課から報告をお願いします。

倉田放課後児童支援課長　　報告に先立ちまして、このたびの組織改正によって教育委員会の事務となりました学童保育の事業について、簡単に御説明をさせていただきますと思います。

学童保育事業は、今までは八王子市内においては子ども家庭部で所掌していた事務でございます。学童保育所は皆様も御存じかもしれませんが、保護者の就労等により放課後に家庭で保育ができない児童を対象に、遊びを中心として異年齢集団の中で社会性を身につけ、一人ひとりの子どもたちの健全な成長を手助けすることを目的に設置されております。設置形態は公設民営となっており、指定管理者制度を導入しています。今現在はNPO法人、社会福祉法人、株式会社の12法人の運営により市内で90施設の学童保育所を実施しております。

この90施設の内訳ですが、小学校の余裕教室や小学校敷地内に学童保育所がある施設が52施設、小学校の敷地外まで児童が歩いて敷地外の学童保育所に通っている学校施設外施設が38施設となっております。小学校敷地外の施設は民間施設の賃借や団地の集会所等で実施しております。

学童保育所利用者の対象は、八王子市内に在学または在住する小学校、1年生から3年生までの児童であり、障害児の場合は4年生までが受入対象となっております。また、施設の定員に余裕がある場合は高学年児童、4年生から6年生を受入可とし、現在90施設のうち21施設で高学年の受入れも実施しているところです。

開所日は毎日です。日曜日、祝日、年末年始を除いております。開所時間は、平日は下校時から午後6時30分まで。延長保育は午後7時半まで実施しております。土曜日や短期休業中は午前8時半から午後6時半まで。延長保育は朝の時間帯が午前8時から午前8時半まで、夕方の時間帯が午後6時半から午後7時半までとなっております。

次に、学童保育所の入所状況と待機児童について御説明します。

平成3年5月1日時点の定員数は7,188人、そのうち在籍児童数は6,109人となっております。近年の共働き世帯の増加により平成24年度から毎年200人程度入所希望者が増加しています。小学1年生から3年生の児童全体に占める学童保育所入所申込児童数の割合が5割を超えています。約半数の御家庭のお子さんが学童保育所を必要としているということになります。そのため、一部の小学校区で待機児童が発生し、令和3年度の待機児童は84人となっております。待機児童の解消に向けて小学校の空き教室の活用や敷地内建設、学校周辺のテナント賃貸借などの待機児童対策を実施し、定員数を増やしておりますが、全国的にもさらなる入所希望児童の増加が見込まれておりますので、待機児童解消は大きな課題となっております。

学童保育所事業は、このたびの組織改正により市長部局から教育委員会に委任されました。教育委員会のほうでは、これまで放課後子ども教室のほうを実施しており、このたび放課後児童支援課の所掌事務と両方となりましたので、教育委員会に置かれたことを活かして学校施設を活用しながら、子どもたちの安全・安心な放課後の居場所の確保のために一体的に取り組んでまいりたいと考えております。

お手元に学童保育所と放課後子ども教室の一覧がお渡ししてありますでしょうか。参考に、施設についての資料をお付けしておりますので御覧いただければと思います。

それでは、報告事項 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市立学童保育所の登所不能期間における市立学童保育所保育料の取扱いについて、担当から御説明いたします。

松田放課後児童支援課主査 それでは、報告事項の御説明をいたします。

学童保育所の保育料は、八王子市学童保育所条例第9条に規定していますが、令

和3年(2021年)7月1日から、当分の間、新型コロナウイルス感染症の感染などにより市立学童保育所の欠席を余儀なくされた児童について、その欠席期間の日数に応じた市立学童保育所保育料の減額の措置を講ずることといたしました。減額の措置に至る経緯を御説明します。

市立学童保育所においては、令和3年(2021年)7月に、初めて施設内の活動に起因して新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった児童が発生しました。同年8月以降、家庭での生活、家族の接触などによる陽性者及び濃厚接触者だけでなく、複数の施設で施設利用に起因した集団感染及び濃厚接触者が著しく増加し、同年9月には、市立小学校及び市立学童保育所内ともに多数の濃厚接触者が特定された事案が発生しました。そのため、やむなく欠席した場合の保育料の取扱いについて、施設内の活動による濃厚接触者が発生した令和3年(2021年)7月に遡及し、減額の措置を講ずることとしたものです。

対象児童といたしましては、1つ目は新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された児童。2つ目といたしまして、市立学童保育所や家庭などでの生活の状況により濃厚接触者に認定された児童。3つ目として、保健所よりPCR検査受検を推奨された、もしくは自宅待機を指示された児童。4つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染が疑われるため、市立小学校及び義務教育学校で出席停止の措置を受けた児童を対象とします。

手続についてですが、保育料の減免に当たっては、八王子市学童保育所条例施行規則の規定による学童保育所保育料減額・免除申請書の提出を要件としているため、市立学童保育所に在籍する全ての児童の保護者へ通知し、対象者については申請するよう周知をいたしました。今後、保護者より提出された申請書に基づき、内容を審査の上、減額可否を決定し、市より保護者宛てにその可否の決定の内容を通知いたします。

説明は以上です。

安間教育長 只今報告が終わりました。まずは委員の皆様、前半に倉田課長のほうから学童保育所についての説明がありましたけれども、そのことに関して何か御質問ございませんか。

柴田委員 御説明いただきましてありがとうございました。

待機児童について伺いたいのですが、84名の待機児童がいらっしゃるということなのですが、学童に入所できなかったお子さんが放課後、実際どのように過ごしているのでしょうか。

松田放課後児童支援課主査 放課後子ども教室の利用であったり、それから児童館の利用、その他、おじいちゃん、おばあちゃんがいる方はそちらに面倒を見ていただいたり、それぞれの御家庭において選べる選択肢を用いて、保育、放課後を過ごしているのかと思いますが、中には高学年になるお子さんについてはお留守番ができるように練習してというような御家庭もあるようです。

柴田委員 ありがとうございます。

特に心配しているのは、高学年のお子さんは友達と一緒に公園で遊んだり、放課後子ども教室に行ったり、そういうこともできると思うのですが、新入生、1年生の特に1学期のお子さんの放課後の居場所について、例えば、御両親が働いているという場合に入所できなかったという時に、毎日1人でいるとき放課後子ども教室も毎日やっている場合、そういう学校もあるかもしれませんが、そうではないところもあると思いますので、どのように過ごしているのかということがとても気になります。そういうところは個別に対応をされているということによろしいでしょうか。

倉田放課後児童支援課長 御質問ありがとうございます。

おっしゃるように、低学年児童は特に放課後の居場所がとても大切なところだと考えております。現在、主査から説明があったとおり、放課後子ども教室の利用や児童館の利用、それができない地域のお子さんもちろんいらっしゃいますので、私どもで可能な限り待機児童対策ということで待機児童の、特に低学年のお子さんが安心して過ごせる場を学童ではないのですが、別に居場所として設置することもございます。ただ、全地域にそれが全て手が回っていると言われてしまうと、まだ回っていない地域もございます。

御家庭によって保育要件、保育の必要性が高い御家庭と、家庭で見られる家庭がございますので、保育の必要性が高いお子さんが不安な思いをしないようにという視点で、放課後の居場所の整備を進めているところでございます。完全にはまだできてはおりませんが、そのような視点を持ち合わせておりますので、今後も

取り組んでいく予定です。

安間教育長 他に、御質疑はございますか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

今のお話と関連しているのですが、待機児童84人、これは八王子市全体で84人ということですよ。そうすると個別の学童保育に分けてみると、大した人数ではないと思うのですが、それをなぜ受け入れられないのか、その辺については何か御説明をいただくとありがたいです。

倉田放課後児童支援課長 学校に個別に分けると大したことの無い人数なのは確かにそのとおりなのですが、発生している学校と発生していない学校の偏りがございまして、やはり学校によってニーズが違いますので、発生している学校はたくさんのお子さんが、しかも保育要件の保育が必要だというお子さんがたくさん待機してしまうということになります。自分の小学校でないところの学童に通うことは子どもには少し難しいですので、どうしても通える範囲の学童というのが限られてしまいます。そうしますと、子どもさんの多い地区の学校の学童はどうしても待機児童が多くなってしまい、街中ですと働いているお父さん、お母さんの多い地区の学童はあふれてしまうということになります。そのような形です。

音村生涯スポーツ部長 少し補足させていただきます。

実際、定員に対して1,000名ほど余裕があるのです。しかし、84名の待機児童がいます。今、課長が御説明したとおり、地域に偏りがある。そうすると我々としては、厚労省の基準で定員が決められていますので、日によって定員に満たない日があつて空きがあつたりするのです。そうすると、そこをフレキシブルに利用できるように我々が今度考えていかななくてはならないとは思っています。まさにそこが今回、組織改正で一体的に放課後児童子ども教室等も一緒にやりますから、その辺でうまく調整できていければと思っております。

安間教育長 厚労省の基準というのは、建物に対して定員が決められているということですか。

音村生涯スポーツ部長 そうということです。

安間教育長 逆に言えば、建物を広げられれば定員が広がるのですね。

柴田委員 今の御説明を受けまして、ぜひフレキシブルな運営というところで、例え

ば学童では小学校3年生まで受入れの対象だと思っておりますけれども、3年生になると放課後の子どもの様子というのは、すごく多様な活動に興味関心を示していて行動範囲も広がっていったりすると思っておりますので、放課後子ども教室で一部預かるということも考えられると思っております。小学校1年生はやはり学童保育で学校に近いところで放課後、安心・安全というような環境の中で守ってあげるといったような体制が必要だと思っておりますので、ぜひお子さん方の放課後の子どもの成長にとってとても大事な時間ですから、まずは安心・安全な環境で守っていただきたいと思っておりますので、融通性のある運営というところをこれから期待しております。

倉田放課後児童支援課長 ありがとうございます。

今回、組織改正で一体になったところが、まさにその部分だと思っております。お子さんは発達段階によってそれぞれ同じ3年生でも発達段階が全く違いますので、学童保育所が適切なお子さんと、放課後子ども教室が適切なお子さん、また、放課後子ども教室で多くの子と遊ぶのが楽しいなと思っているのだけれども学童に在籍しているお子さん、さまざまな状況で、今、暮らしていらっしゃると思っております。

そういうお子さんたちが自分の発達に合った場所、自分の成長に合った場所、またはその成長を促すことができるきっかけがある場所に行けるように、つまり学童の中だけでなく、放課後子ども教室に時には遊びに行き、放課後の子どもたちとほかの子どもたちと交わる、高学年の子どもたちと交わる、そういう活動も大切だと思っておりますので、学童保育所と放課後子ども教室が一体的に活動ができるようになれば、そういうお子さんが行ったり来たりという言い方が変なのですけれども、フレキシブルに学童ができると考えておりますので、これから一体的に活動ができるように努めてまいります。

安間教育長 よろしゅうございますか。

教育委員会が所管になったことで、議論の中身がこれまでとは少し質が変わってくるのだらうと思っております。決して前が悪かったと言っているわけではないのですが、教育委員会で決定していくよう所管が移ったわけですから、例えば、説明の中で、その子に関する必要性を保護者に判断してもらおうという、そういう論理はもともと教育委員会にはないのです。

我々教育委員会は、子どもたちに対してはやるべきことはやるというのが前提で

すから、物理的にやれないという状況というのが、我々教育委員会は想像できない。そういう中に所管が入ってきたという、それは自覚しておいていただきたい。

これは特に部長がおっしゃったように、学校教育部長との連携というのがものすごく大事で、私が先ほど何であるような質問をしたのかというと、敷地が広ければ受け入れが可能なのですよね。今までは別組織だったから学校との調整が難しかっただけであって、子どもたちのためなのだから、学校がその時我慢するのは当たり前ではないですか。放課後に教室を空けるのは当たり前ではないですか。そういうようなところから劇的に変えていけば、今回の組織改正が有意義なものだったのかということが分かってくれると思うのです。

さっき課長がおっしゃったとおりなのです。一体となつてと。具体的にはそういうことですよね。だけれども、要は、これは放課後子ども教室だ、これは学童だ、という仕分け自体が、もしかすると教育委員会が所管になってから活動の中身で分けられるようなものになっていくのではないかなと。学校の授業が終わった後の子どもたちはどこで過ごすのですかという大まかな言葉になってくるのではないかと思うのです。

かなり期待していますし、我々自身もこれまでのような意識ではなく、対応していかななくてはいけないと思いますので、協力が必要な学校の校長先生への念押し、西山指導担当部長、よろしくお願いしますね。

それでは、後半、報告事項の保育料の取扱いについて、御質疑ございましたらいただきたいと思います。

これはよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　この八王子市学童保育所条例や施行規則などは、変えなくても良いのですか。第10条で、市長は特別の理由があると認められた時は、保育料を減額し、または免除することができるとなっているのに、なぜ教育委員会で保育料の減額を議論して決定できるのですかね。

倉田放課後児童支援課長　組織改正の時に整理をされたとは聞いているのですが、教育委員会への事務委任ということで、今現在は扱われております。条例上は市長がという表記をしているのですが、この事務自体が教育委員会に委任されましたので、

教育委員会はというように読み替えてこれを解釈するというふうに法制課より聞いております。

安間教育長 その辺りの整理はされていますね。

倉田放課後児童支援課長 はい。

細かな伝票の支出などは、従来教育委員会の伝票支出などは市長名でやっていたかと思しますので、そういう補助事務という扱いと事務委任という扱いで整理はされております。

安間教育長 分かりました。よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいと思えます。

以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方々は御退席をお願いしたいと思います。

再開は、10時50分とさせていただきます。

【午前10時39分休憩】